



事 務 連 絡

平成 30 年 3 月 12 日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局医事課

介護医療院創設に伴う死亡診断書（死体検案書）の記入方法の変更について
（周知依頼）

日頃から特段の御配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第52号）の施行に伴い、平成30年4月1日から「介護医療院」が創設されます。これに伴い、同日から死亡診断書（死体検案書）の「死亡したところの種別」及び「施設の名称」の欄等を、別紙1のとおり変更致しますので、ご了知の上、貴管内の保健所、保健所設置市（特別区を含む。）、関係機関及び関係団体宛に周知を図られますようお願いいたします。なお、本事務連絡の写しを別記関係団体宛て送付することとしています。

新たな死亡診断書（死体検案書）の様式については、平成30年3月中旬に、下記厚生労働省のホームページ上に掲載いたします。平成30年4月1日以降に死亡した者に係る死亡診断書（死体検案書）につきましては、下記 URL からダウンロードして作成してください。

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/manual/>

平成30年4月1日以降に、介護医療院又は介護老人保健施設で死亡した者の死亡診断書（死体検案書）を交付する場合は、別紙2のとおり、死亡した施設について、介護医療院と介護老人保健施設を区別してください。やむを得ず、改正前の様式を使用する場合も、別紙2に示す記入方法に従ってください。

なお、各市区町村戸籍担当部（局）宛には、追って法務省より各法務局を通じて周知が図られることとなっておりますので、併せてご了知ください。

死亡診断書（死体検案書）

この死亡診断書（死体検案書）は、我が国の死因統計作成の資料としても用いられます。楷書で、できるだけ詳しく書いてください。

記入の注意

氏 名	1男 2女		生年月日	明治 昭和 大正 平成	年 月 日	午前・午後 時 分
死亡したとき	平成 年 月 日		午前・午後 時 分			
死亡したところ 及びその種別	死亡したところの種別	1病院 2診療所 3介護医療院・介護老人保健施設 4助産所 5老人ホーム 6自宅 7その他				
	死亡したところ	番 地 番 号				
	(死亡したところの種別1~5)	()				
	施設 の 名 称					
死 亡 の 原 因	I	(ア) 直接死因	発病（発症） 又は受傷から 死亡までの期間 ◆年、月、日 等の単位で書 いてください ただし、1 日未満の場合 は、時、分等 の単位で書い てください (例：1年 3ヵ月、5時 間20分)			
◆I欄、II欄ともに疾 患の終末期の状態とし ての心不全、呼吸不全 等は書かないでくださ い		(イ)(ア)の原因				
◆I欄では、最も死亡 に影響を与えた傷病名 を医学的因果関係の順 番で書いてください		(ウ)(イ)の原因				
◆I欄の傷病名の記載 は各欄一つにしてくだ さい		(エ)(ウ)の原因				
ただし、欄が不足す る場合は(エ)欄に残 りを医学的因果関係の 順番で書いてください	II	直接には死因に関 係しないがI欄の 傷病経過に影響を 及ぼした傷病名等				
	手術	1無 2有	部位及び主要所見		手術年月日	平成 昭和 年 月 日
	解剖	1無 2有	主要所見			
死 因 の 種 類	1 病死及び自然死 外因死 { 2 交通事故 3 転倒・転落 4 溺水 5 煙、火災及び火焰による傷害 6 窒息 7 中毒 8 その他 } その他及び不詳の外因死 { 9 自殺 10 他殺 11 その他及び不詳の外因 } 12 不詳の死					
外 因 死 の 追 加 事 項	傷害が発生した とき	平成・昭和 年 月 日 午前・午後 時 分		傷害が 発生し たところ	都道府県 市 区 町 村	
◆伝聞又は推定 情報の場合でも 書いてください	傷害が発生した ところの種別	1住居 2工場及び建築現場 3道路 4その他 ()		ろ		
	手段及び状況					
生 後 1 年 未 満 で 病 死 し た 場 合 の 追 加 事 項	出生時体重 グラム	単胎・多胎の別 1単胎 2多胎 (子中第 子)		妊娠週数 満 週		
	妊娠・分娩時における母体の病態又は異状	母の生年月日 昭和 年 月 日 平成 年 月 日		前回までの妊娠の結果 出生児 人 死産児 胎 (妊娠満22週以後に限る)		
	1無 2有	3不詳				
その他特に付言すべきことがら						
上記のとおり診断（検案）する 診断（検案）年月日 平成 年 月 日 本診断書（検案書）発行年月日 平成 年 月 日 番地 番 号 (氏名) 医師 印						

生年月日が不詳の場合は、推定年齢をカッコを付して書いてください。

夜の12時は「午前0時」、昼の12時は「午後0時」と書いてください。

「5老人ホーム」は、介護老人ホーム、特別介護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームをいいます。

死亡したところの種別で「3 介護医療院・介護老人保健施設」を選択した場合は、施設の名称に続けて、介護医療院、介護老人保健施設の別をカッコ内に書いてください。

傷病名等は、日本語で書いてください。

I欄では、各傷病について発病の型（例：急性）、病因（例：病原体名）、部位（例：胃噴門部がん）、性状（例：病理組織型）等もできるだけ書いてください。

妊娠中の死亡の場合は「妊娠満何週」、また、分娩中の死亡の場合は「妊娠満何週の分娩中」と書いてください。産後42日未満の死亡の場合は「妊娠満何週産後満何日」と書いてください。

I欄及びII欄に関係した手術について、術式又はその診断名と関連のある所見等を書いてください。紹介状や伝聞等による情報についてもカッコを付して書いてください。

「2交通事故」は、事故発生からの期間にかかわらず、その事故による死亡が該当します。「5煙、火災及び火焰による傷害」は、火災による一酸化炭素中毒、窒息等も含まれます。

「1住居」とは、住宅、庭等をいい、老人ホーム等の居住施設は含まれません。

傷害がどういった状況で起こったかを具体的に書いてください。

妊娠週数は、最終月経、基礎体温、超音波計測等により推定し、できるだけ正確に書いてください。

母子健康手帳等を参考に書いてください。

介護医療院又は介護老人保健施設で死亡した場合の死亡診断書(死体検案書)記入方法について

1 新様式を用いた場合

死亡したところの種別は「3」を選択してください。また、施設の名称については、所定のカッコ内に介護老人保健施設と介護医療院の別を赤字のように記入してください。

(1) 介護医療院で死亡したケース

記入例①

死 亡 し た と ころ 及 び そ の 種 別	死亡したところの種別	1病院 2診療所 ③介護医療院・介護老人保健施設 4助産所 5老人ホーム 6自宅 7その他	
	死亡したところ	東京都 千代田区 霞が関 一丁目	番 地 2 番 2 号
	(死亡したところの種別1～5) 施設の名称	介護医療院こうろう (介護医療院)	

(2) 介護老人保健施設で死亡したケース

記入例②

死 亡 し た と ころ 及 び そ の 種 別	死亡したところの種別	1病院 2診療所 ③介護医療院・介護老人保健施設 4助産所 5老人ホーム 6自宅 7その他	
	死亡したところ	東京都 千代田区 霞が関 一丁目	番 地 2 番 2 号
	(死亡したところの種別1～5) 施設の名称	こうろうの森 (介護老人保健施設)	

2 現行様式を用いた場合

死亡したところの種別は「3」を選択してください。介護医療院で死亡したケースでは、「介護老人保健施設」の直下に「介護医療院・」と追加して記載してください(訂正印は不要)。また、施設の名称については、介護老人保健施設と介護医療院の別を赤字のようにカッコ書きで記入してください。

(1) 介護医療院で死亡したケース

記入例③

死 亡 し た と ころ 及 び そ の 種 別	死亡したところの種別	1病院 2診療所 ③介護老人保健施設 4助産所 5老人ホーム 6自宅 7その他 介護医療院・	
	死亡したところ	東京都 千代田区 霞が関 一丁目	番 地 2 番 2 号
	(死亡したところの種別1～5) 施設の名称	介護医療院こうろう (介護医療院)	

(2) 介護老人保健施設で死亡したケース

記入例④

死 亡 し た と ころ 及 び そ の 種 別	死亡したところの種別	1病院 2診療所 ③介護老人保健施設 4助産所 5老人ホーム 6自宅 7その他 介護医療院・	
	死亡したところ	東京都 千代田区 霞が関 一丁目	番 地 2 番 2 号
	(死亡したところの種別1～5) 施設の名称	こうろうの森 (介護老人保健施設)	

(別記団体)

公益社団法人 日本医師会 担当理事

公益社団法人 日本看護協会

一般社団法人 全国訪問看護事業協会

一般社団法人 日本病院会

公益社団法人 全日本病院協会

一般社団法人 日本医療法人協会

一般社団法人 日本社会医療法人協議会

公益社団法人 日本精神科病院協会

公益社団法人 全国自治体病院協議会

一般社団法人 国立大学附属病院長会議

一般社団法人 日本私立医科大学協会

一般社団法人 全国公私病院連盟

一般社団法人 日本慢性期医療協会

社会福祉法人 恩賜財団済生会

日本赤十字社

国家公務員共済組合連合会

全国厚生農業協同組合連合会

社会福祉法人 北海道社会事業協会

独立行政法人 国立病院機構

独立行政法人 労働者健康安全機構

独立行政法人 地域医療機能推進機構

国立研究開発法人 国立がん研究センター

国立研究開発法人 国立循環器病研究センター

国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター

国立研究開発法人 国立国際医療研究センター

国立研究開発法人 国立成育医療研究センター

国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター

日本医学会

特定非営利活動法人 日本法医学会

一般社団法人 日本プライマリ・ケア連合学会

一般社団法人 日本在宅医学会

一般社団法人 日本病院総合診療医学会

公益社団法人 日本医学放射線学会

公益財団法人 日本眼科学会

一般社団法人 日本形成外科学会

一般社団法人 日本外科学会

公益社団法人 日本産科婦人科学会

公益社団法人 日本小児科学会

一般社団法人 日本耳鼻咽喉科学会

公益社団法人 日本整形外科学会

公益社団法人 日本精神神経学会

一般社団法人 日本内科学会

一般社団法人 日本脳神経外科学会

一般社団法人 日本泌尿器科学会

公益社団法人 日本皮膚科学会

一般社団法人 日本病理学会

公益社団法人 日本麻酔科学会

一般社団法人 日本臨床検査医学会

一般社団法人 日本救急医学会

公益社団法人 日本リハビリテーション医学会

公益財団法人 日本訪問看護財団

公益社団法人 全国老人保健施設協会

一般社団法人 日本看護系学会協議会

法務省刑事局刑事課

警察庁刑事局捜査第一課

文部科学省高等教育局医学教育課